

「建築物の意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

要約資料

目次

1. 「建築物の意匠」に係る意匠法改正の概要
2. 意匠法上の「建築物」（2条・3条1項柱書関連）
3. 「建築物の意匠」ごとの出願（7条関連）
4. 建築物の組物の意匠（8条関連）
5. 「建築物の意匠」の明確な開示（3条本文・6条・7条関連）
6. 「建築物の意匠」の新規性（3条1項3号関連）
7. 「建築物の意匠」の創作非容易性（3条2項関連）
8. 意匠登録を受けることができない「建築物の意匠」（5条関連）

1. 「建築物の意匠」に係る意匠法改正の概要

1. 「建築物の意匠」に係る意匠法改正の概要

令和元年の意匠法改正により、**意匠の定義に「建築物」が追加された（2条1項）**

現行法

（定義等）

第二条

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

改正法

（定義等）

第二条

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。



「物品」：有体物である動産

不動産である建築物は保護対象外

「物品」：有体物である動産

+

「建築物」を追加

(参考) 「建築物の意匠」に関する改正条文 (1 / 2)

(定義等)

第二条

- 1 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、**建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等**又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こせるものをいう。
- 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - 二 **意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為**
 - 三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為
 - イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条

次に掲げる意匠については、第三条〔意匠登録の要件〕の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 **他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠**
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは**建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠**又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠

(参考) 「建築物の意匠」に関する改正条文 (2 / 2)

(意匠登録出願)

第六条

意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
 - 三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途
- 2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。
この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。
- 3 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- 4 意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。
- 6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。
- 7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

(組物の意匠)

第八条

同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

2. 意匠法上の「建築物」について（2条・3条1項柱書関連）

2. 意匠法上の「建築物」について

令和元年の意匠法改正により、意匠の定義に「建築物」が追加された。そこで、意匠法の目的が「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する」ことに照らしつつ、具体的にどのようなものが意匠登録の対象となるのかについて、意匠審査基準上に明記すべきではないか。

参考 建築基準法及び著作権法の法目的等

	建築基準法	著作権法
法目的	(1条) この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって <u>公共の福祉の増進</u> に資することを目的とする。	(1条) この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって <u>文化の発展</u> に寄与することを目的とする。
対象等	(2条1号) 土地に定着する工作物のうち、 ① 屋根及び柱若しくは壁を有するもの (これに類する構造のものを含む。) ② ①に附属する門若しくは塀 ③ 観覧のための工作物 ④ 地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。) ⑤ 建築設備	(2条1項1号) 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの (10条5号) 著作物の例： 建築の著作物

2. 意匠法上の建築物

意匠法上の建築物に該当するための要件について、意匠審査基準上に、以下の各点を明記してはどうか。

「建築物の意匠」と判断するもの（案）

審査官は、意匠登録出願されたものが、以下のいずれの要件も満たすものであるときは、意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断する。

1. 土地の定着物であること。

2. 人工構造物であること。土木構造物を含む。

- ・ **土地**： 定着物が固定される地表面であり、平面、斜面等の地形を問わない。海底、湖底等の水底も含む。
- ・ **定着物**： 継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないもの。
- ・ **構造物**： 意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。

通常の使用状態において、内部の形態が視認されるものについては、内部の形態も含む（注）。

（注）通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。

※こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。

■ 建築物と判断するものの例

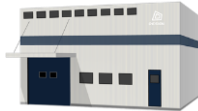
商業用建築物



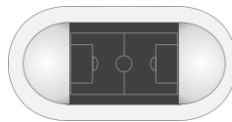
住宅



工場



競技場



橋梁



煙突



※なお、意匠法上の「物品」に該当するものは、物品の意匠として登録可能

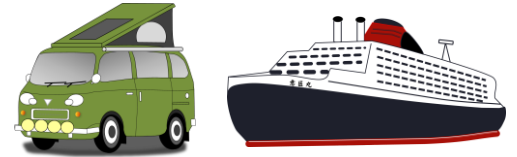
2. 意匠法上の建築物

意匠法上の「建築物」に該当する要件の判断指針を明確にするために、当該要件を満たさない例を、以下のように基準上明記してはどうか。

ただし、下記 1. は、いずれも物品の意匠として意匠権による保護の対象となる。

1. 土地の定着物との要件を満たさないものの例（案）（「物品」の意匠として保護）

- ① 土地に定着させうるが、動産として取引されるもの 例：庭園灯など
- ② 一時的に設営される仮設のもの 例：仮設テントなど
- ③ 不動産等の登記の対象となりうるが、動産として取り引きされるもの
例：船舶、航空機、キャンピングカーなど



2. 人工構造物であることとの要件を満たさないものの例（案）（意匠法による保護の対象外）

① 人工的なものでないもの

例：自然の山、岩、石、樹木、草、河川、滝、砂浜など

※人工的なものでないものであっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材等として使用したのものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。

② 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例：自然の地形を利用した以下のもの

スキーゲレンデ、ゴルフコース

自然物を主たる要素とする庭園など

③ 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

3. 「建築物の意匠」ごとの出願（7条関連）

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないとされている。令和元年の意匠法改正により、複数意匠一括出願が可能となったが、これにより複数の意匠を一つの手続きにより出願する場合も、意匠ごとに出願すること、との要件は法改正後も変わりなく維持される。

そこで、「建築物の意匠」の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる建築物の範囲について検討し、当該判断指針を意匠審査基準上、明記してはどうか。

その際、**現行意匠審査基準における、一意匠の考え方を基礎としつつ、建築物の性質を考慮した内容**とすべきではないか。

現行法

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

改正法

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

現行意匠審査基準

51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

(1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

(2) 図面等において二以上の物品を表した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。（次ページに続く）

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

現行意匠審査基準

（前ページからの続き）

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

（１）図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が**一の特定の用途及び機能を果たすために必須のもの（※A）**である場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための**結びつきが何ら認められない場合（※B）**には二以上の物品と判断する。

ただし、当該**結びつきが強固ではない場合（※C）**であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合
- ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

注：上記審査基準に続く（２）一の物品と判断されるものの例、及び（３）二以上の物品と判断されるものの例は、次ページに一部事例を抜粋して記載

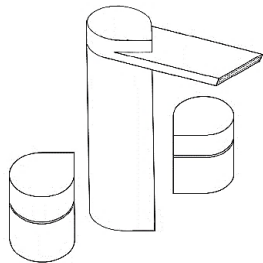
注：上記※印及び英字の符号は、本資料上説明の便宜のために付加したもの

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

現行意匠審査基準（一部事例部分抜粋）

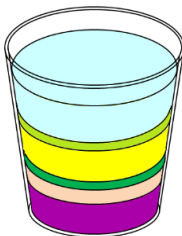
一の物品と判断されるものの例

湯水混合水栓



※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの3つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされており、一の物品と判断される。

容器付きゼリー



※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複色色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮すると、一の物品と判断される。

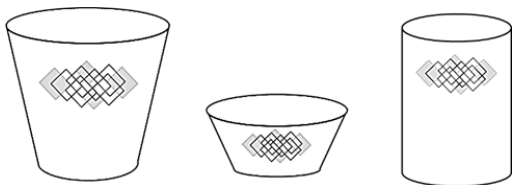
トランプ



※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組（1～10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる）にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、一の物品と判断される。

二以上の物品と判断されるものの例

コップ



※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップは共通した模様が付されているものの、これら全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないこと、さらにこれら複数のコップについて、セットとして販売されることが一般的であるともいい得ないこと等から、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

建築物の意匠の図面等において、出願された建築物が複数の構成物により表されている場合について、上記の現行運用の基本的な考え方をふまえつつ、一の建築物に係るものであるか否かの判断とその事例を記載してはどうか。

二以上の建築物を表したものであるか否かの判断（案）

- (1) 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断する。
- (2) 当該結びつきが強固ではない場合（注）であっても、以下に該当するものである場合は一意匠として取り扱う。
 - ① 近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされたものである場合
 - ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

（注） 人が内部に入り、一定時間を過ごすという共通性のみがある場合など
- (3) 他方、一の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断する。

一の建築物と判断されるものの例

- ・学校の校舎と体育館（上記(2)②に該当）
- ・複数の棟からなる商業用建築物（上記(2)②に該当）
- ・住宅とオフィス（上記(2)①に該当）
- ・老人ホームと病院（上記(2)①に該当）
- ・橋桁が中央で開閉する可動橋（上記(1)に該当）

二以上の建築物と判断されるものの例

- ・住宅と電波塔
- ・橋梁と灯台

※ 組物の意匠として保護の可能性あり。

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

建築物の意匠の図面等において、主体となる建築物の他に物品等が表されている場合、一の建築物と判断するかどうか、またその事例を記載してはどうか。

(1) 継続的に固定して使用し、任意に動かさないものが表されている場合一意匠の考え方（案）

審査官は、社会通念上、建築物の内部又は外部等の一部に、継続的に固定して使用し、任意に動かさないものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

① 建築物の構造体の仕上げ材等

例：瓦、壁紙、タイル、フローリング、
床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、屋内の固定された什器等

例：扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井埋め込み灯
ブラインド、映画館の座席

③ 屋外の固定された付随物

例：ウッドデッキ、ペDESTリアンデッキ、門柱、敷設ブロック

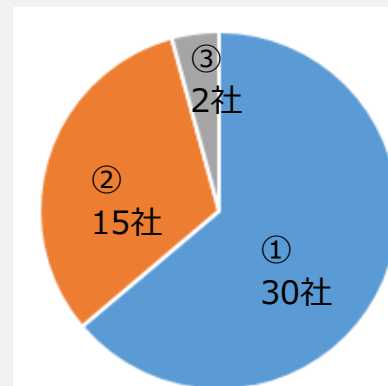
ただし、上記の物品であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、明らかに固定されていないと判断する場合は、二以上の意匠が表されているものと判断する。

※ 物品の意匠においても、例えば、衛生設備室内の固定された棚やシャワーヘッド、電車内の椅子、つり革等は、衛生設備室や電車の一部を構成するものと扱っている。

(参考)「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究※」中間報告一部抜粋

質問（建築物の創作の単位）

改正意匠法において、建築物本体のほかに、一の建築物の創作として含むべき付随物がありますか？



(建設業47社のアンケート回答結果)

- ① 「建築物」の創作には、建物本体に加えて、付随する物（ペDESTリアンデッキや屋上庭園、ビル敷地内の公共空間のデザイン、敷地内のカーポートや門扉等）が含まれる。※植栽等自然物を除く
- ② 「建築物」の創作は建物本体のみであって、付随物は含まれない
- ③ 無回答

※ 令和元年度産業財産権制度問題調査研究
(一般社団法人日本国際知的財産保護協会 AIPPI)

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

(2) 一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方（案）

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、社会通念上、一時的に配置するもので、任意に動かし、配置を変更することができるものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このような出願については、審査官は、一の建築物に係る出願ではないと判断する。

建築物の一部を構成しないものとして取り扱うものの例

例：住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ、置き畳、植木鉢、ゴミ箱

(3) 意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方（案）

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このような出願については、審査官は、一の建築物の意匠に係る出願ではないと判断する。

建築物の意匠を構成しないものとして取り扱うものの例

例：犬、猫、自然の岩、石、樹木、草

ただし、審査官は、自然物であっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材等として使用した保形性のあるものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

3. 「建築物の意匠」ごとの出願

(4) 画像が表されている場合の一意匠の考え方 (案)

審査官は、建築物に固定した画像表示器等の表示部に画像が表示されている場合は、建築物の附属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像

建築物に取り付けたプロジェクターによって建築物の内外壁等に投影された画像も同様に、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。この場合、プロジェクター自体が外観に現れない場合は必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。

他方、審査官は、建築物に固定せず単に配置したにすぎない画像表示器等に表示された画像や、建築物（附属物がある場合は、附属物を含めた建築物）の外方から投影された画像であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

ただし、組物の意匠として出願され、組物の意匠の登録要件を満たすものである場合は、この限りではない。

(5) 照明器具の光によって生じる模様が表されている場合の一意匠の考え方 (案)

審査官は、建築物に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様が表されている場合は、建築物自体の模様と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

この場合、光源自体が外観に現れない場合は必ずしもその位置等が開示されていなくても良い。

他方、審査官は、建築物に固定せず単に配置したにすぎない照明器具を点灯させることによって表された模様や、建築物（附属物がある場合は、附属物を含めた建築物）の外方の照明器具を点灯させることによって表された模様であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

3. 「建築物の意匠」ごとの出願（形状、模様又は色彩が変化する建築物）

建築物には、その用途を実現するために以下の例のように形状、模様又は色彩が変化するものが存在する。そこで、一の用途に基づいて、それらが変化する建築物については、**当該変化の前後の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を含め、一の建築物として取り扱う旨を、意匠審査基準上明記すること**としてはどうか。

一の用途に基づいて形状、模様又は色彩が変化する建築物の例（案）

① 屋根が開閉する競技場

② 建築物に固定した画像表示器の表示部に表示された画像が変化する店舗

ただし、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内（※参考）のものである場合に限られる。また、建築物に固定した照明器具により表される模様が変化する場合においても、当該模様の変化に形態的関連性があるものに限られる。

参考：現行意匠審査基準74.7.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

（前略）意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像（以下、「物品の同一機能のための画像」という。）であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠として、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像のうち、物品の同一機能のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

4. 建築物の組物の意匠（8条関連）

4. 建築物の組物の意匠

令和元年改正意匠法においては、建築物についても組物の意匠としての保護を認めることとしている（改正意匠法第8条）。

そこで、どのようなものが建築物の組物の意匠として意匠登録を受けることが可能であるか、以下のように意匠審査基準上に明記してはどうか。

現行法

第八条

同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。



改正法

第八条

同時に使用される二以上の物品、**建築物**又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、**建築物**又は画像に係る意匠は、**組物全体として統一があるときは**、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

組物の意匠として意匠登録を受けるための要件（案）

- ① 社会通念上同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であること
- ② 「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること
- ③ 組物全体として統一があること

※ 建築物と物品、又は、建築物と画像の組み合わせによる組物とすることも可能

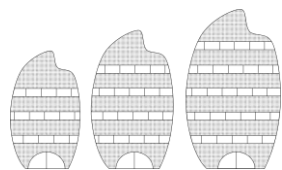
4. 建築物の組物の意匠

① 社会通念上同時に使用される二以上の物品、建築物、画像に該当するものの例（案）

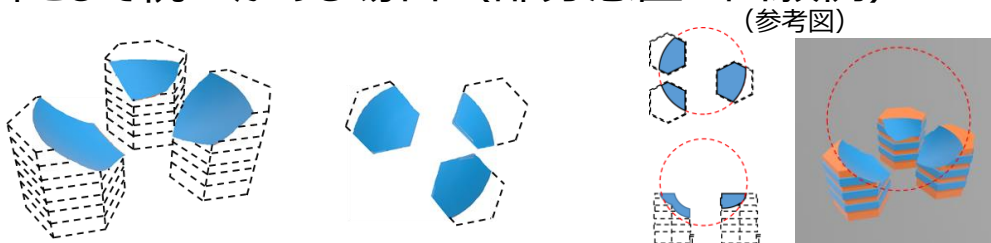
- ・ 商業用建築物とホテルで構成される一組の建築物
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校で構成される一組の建築物

② 組物全体として統一がある場合の例（案）

ア 構成する建築物等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一がある場合



イ 構成する建築物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一がある場合（部分意匠の出願例）



3つの建物の、一つの球面上の面を意匠登録を受けようとする部分としたもの

ウ 構成する各建築物等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一がある場合

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（3条本文・6条・7条関連）

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（願書）

建築物の意匠の願書の記載要件について、改正意匠法第6条の規定に則しつつ、以下のように意匠審査基準上に明記してはどうか。

改正法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

（1号、2号略）

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

（2項以下略）

「意匠に係る物品」の欄の記載方法（案）

- ・「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途が明確となるものを記載する。

例）次ページの「建築物の「意匠に係る物品」の欄の記載例」参照

- ・様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

例）【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（願書）

建築物の「意匠に係る物品」の欄の記載例

建築物の「意匠に係る物品」の欄には、具体的な用途が明確となるように記載すればよく、以下の例示のみに記載を限るものではない。

複数の棟が含まれる出願の場合の記載例

学校、商業用建築物、複合建築物 など…

単一の棟について出願する場合の記載例

住宅、寮、校舎、体育館、オフィス、研究所、工場、倉庫、ホテル、保養所、百貨店、量販店、飲食店、病院、保健所、公衆浴場、公衆便所、博物館、美術館、図書館、劇場、映画館、競技場、駅舎、車庫、神社、橋梁、トンネル、鉄塔、ガスタンク
など…

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（図面等）

建築物の意匠の図面等の記載要件については、令和元年5月以降の出願に適用されている図面等の記載要件の簡素化後の、改正意匠法施行規則及び改訂意匠審査基準の各規定の内容を基礎としつつ、建築物の性質に則したものを、意匠審査基準上に明記すべきではないか。

② 現行の意匠審査運用における図面等の主な記載要件

参考：現行意匠法施行規則様式第6（一部抜粋）

- 8

立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。
- 9

等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きが1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- | | |
|----------------|---------------|
| 正面、平面及び右側面を表す図 | 正面図、平面図又は右側面図 |
| 背面、底面及び左側面を表す図 | 背面図、底面図又は左側面図 |
| 正面、左側面及び平面を表す図 | 正面図、左側面図又は平面図 |
| 背面、右側面及び底面を表す図 | 背面図、右側面図又は底面図 |
| 正面、右側面及び底面を表す図 | 正面図、右側面図又は底面図 |
| 背面、左側面及び平面を表す図 | 背面図、左側面図又は平面図 |
| 正面、底面及び左側面を表す図 | 正面図、底面図又は左側面図 |
| 背面、平面及び右側面を表す図 | 背面図、平面図又は右側面図 |
- 11

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（図面等）

② 現行の意匠審査運用における図面等の主な記載要件

参考：現行意匠審査基準（一部抜粋）

21.1.2 意匠が具体的なものであること

（中略）

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下のように具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

（中略）

⑩ 立体を表す図面が下記に該当する場合

（i）図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、図を省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。

（中略）

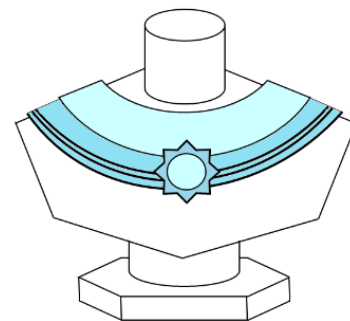
⑪ 図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

（後略）

【事例】「首飾り」

【意匠の説明】
白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

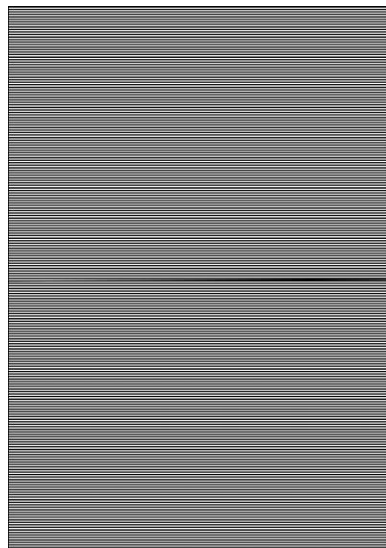


5. 「建築物の意匠」の明確な開示（図面等）

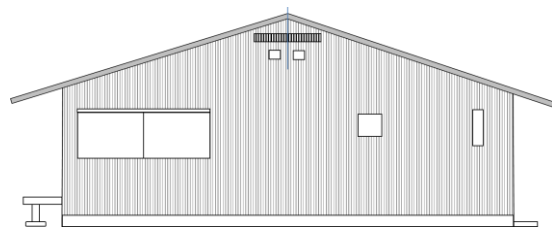
建築物の意匠の図面の記載例

事例：住宅

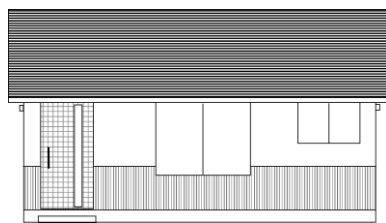
【平面図】



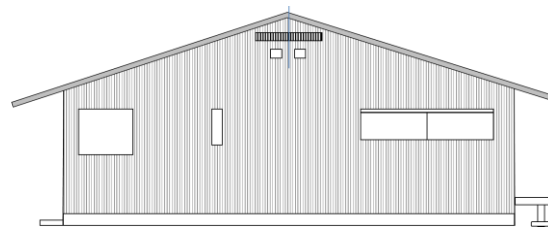
※底面部を除いた部分について
意匠登録を受けようとする場合の事例



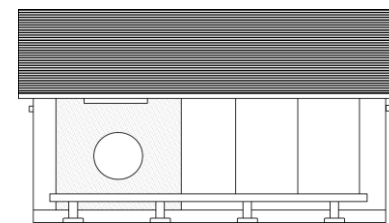
【左側面図】



【正面図】



【右側面図】



【背面図】

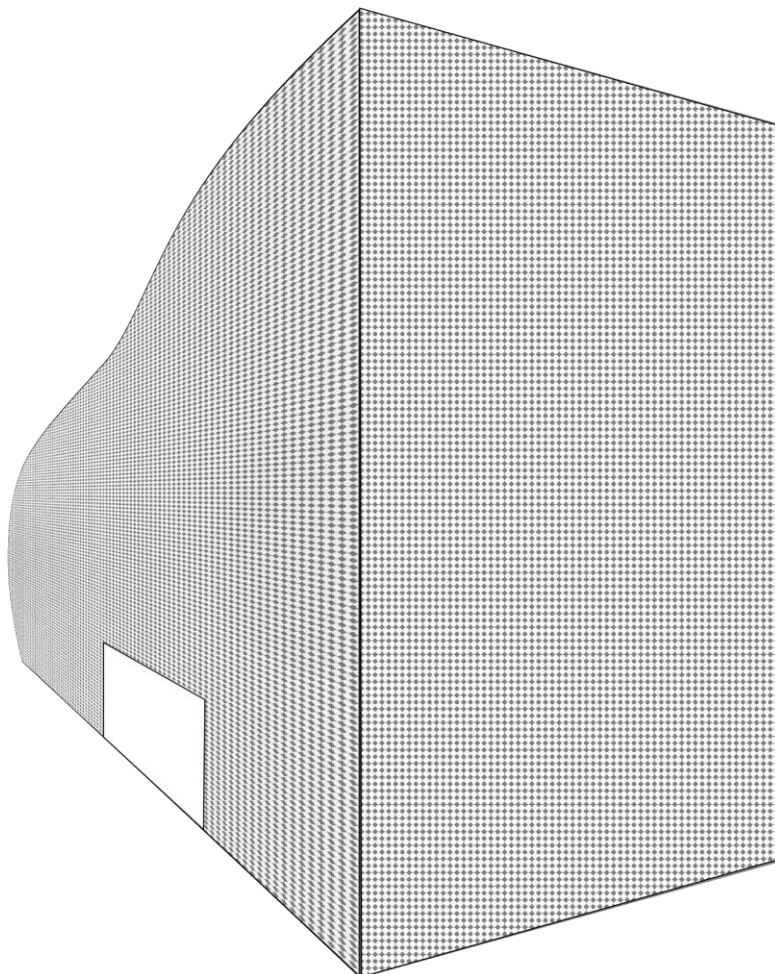
※ 図の表示は、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【〇〇断面図】、【〇〇切断部端面図】、【〇〇拡大図】、【斜視図】、等を用いて記載する。
または、建築図面に用いられる図の表示である【東側立面図】、【西側立面図】、【南側立面図】、【北側立面図】、【屋根伏図】等を用いて記載する。

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（図面等）

意匠が具体的ではない図面の記載例

事例：販売店

【斜視図】



※ 本事例は、屋根が緩やかに傾斜した意匠を、パースがついた1図のみで表したものである。
大まかな形状は理解できるものの、意匠全体の正確な形状や正確な比率を把握することはできず、意匠が具体的でない。

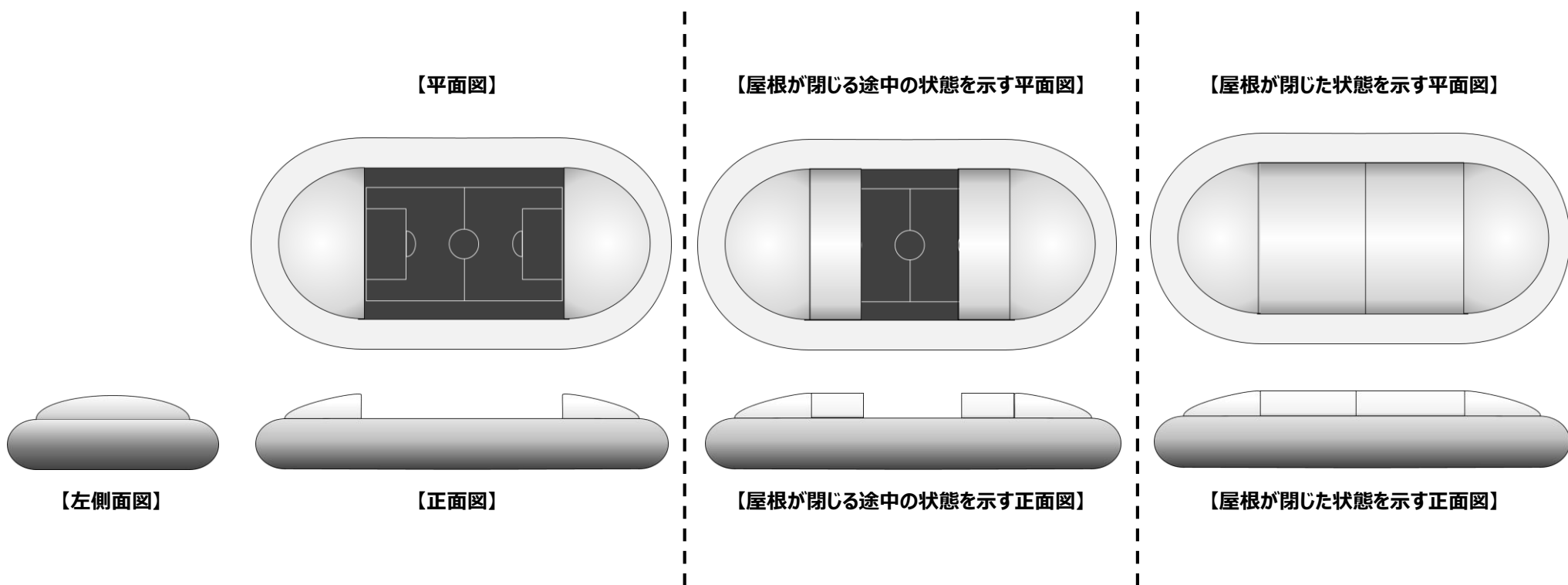
5. 「建築物の意匠」の明確な開示（図面等）

変化する建築物の意匠の記載例

事例：競技場

【意匠の説明】 右側面図は左側面図と同一のため省略
背面図は正面図と同一のため省略

※ 底面部を除く部分について意匠登録を受けようとする
ものであるため底面図の開示は無し



※ 形状、模様又は色彩が変化する建築物について、変化の前後にわたり意匠登録を受けようとする場合は、変化の前後を表した図を記載する。

5. 「建築物の意匠」の明確な開示（図面等）

建築物の中の一室等のように、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、建築物の「外側」の全てを図面等に記載することが必須であるか否かについて、基準上に明記すべきではないか。

物品の意匠の場合、意匠登録を受けようとする部分以外の部分全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、その開示を不要としている。

他方、建築物の内側は、いずれの場所もその内部空間とすることが可能であると考えられ、また、多様な位置、大きさ、範囲に内部空間を設けることが行われていることから、その建築物の性質に照らせば、建築物の内側の位置、大きさ、範囲は、その多くがありふれた範囲内のものであるといえる。

そこで、建築物の意匠の場合、意匠登録を受けようとする部分の形態及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形態における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要としてはどうか。

他方、出願人が意匠登録を受けようとする部分の建築物全体における位置、大きさ、範囲に特徴があると考える場合など、必要がある場合は、建築物全体を開示することもできることとしてはどうか。

加えて、審査官は、建築物全体における位置、大きさ、範囲が開示されていない場合は、それらがありふれた範囲内のものであると認定することとしてはどうか。

6. 「建築物の意匠」の新規性（3条1項3号関連）

6. 「建築物の意匠」の新規性

令和元年の意匠法改正では、新規性要件に関しては、特段改正がされていない。
そこで、建築物の意匠の新規性要件の判断については、現行意匠審査基準上の考え方を基礎としつつ、建築物の性質上考慮すべき点を、基準上に明記するとしてはどうか。

現行法

- 第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。
- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
(第二項略)

現行意匠審査基準における類否判断の判断主体

22.1.3.1.1 判断主体

意匠の類否判断において、判断主体は、需要者（取引者を含む）（意匠法第24条第2項。同規定でいう「需要者」とは、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」とする。）であり、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

新規性の判断時における意匠の類否の判断主体については、条文上は明確に規定されていないが、登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条第2項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における意匠の類否の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。

意匠の類否判断は、もとより人間の感覚的な部分によるところが大きいが、その判断を行う際には、意匠創作に係る創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

6. 「建築物の意匠」の新規性

現行意匠審査基準における類否判断の方法

- 両意匠の要旨の認定
- 意匠に係る物品の用途・機能についての共通点及び差異点の認定
- 形態についての共通点及び差異点の認定
- 共通点及び差異点の評価（※）
 - （１） その形態を対比観察した場合の、注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価
共通点や差異点の形態が、意匠全体に対して占める割合が大きい小さいか、物品の特性に基づき観察されやすい部分か否か、等により行う。
 - （２） 先行意匠群との対比に基づく、注意を引く程度の評価
共通点や差異点の形態が、先行意匠において公然知られているか否か、ありふれているか否か、等により行う。



共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察・評価して最終的な類否判断を行う。

※共通点及び差異点の評価のポイント

- ・ **見えやすい部分**は、相対的に影響が大きい
- ・ **ありふれた形態の部分**は、相対的に影響が小さい
- ・ **大きさの違い**は、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内であれば、ほとんど影響を与えない
- ・ **材質の違い**は、外観に表れなければ、ほとんど影響を与えない
- ・ **色彩のみの違い**は、形状の模様の差異に比してほとんど影響を与えない

6. 「建築物の意匠」の類否判断

建築物の意匠の類否判断における、対比する両意匠の**用途及び機能の類似性の判断**について、
現行意匠審査基準における、物品の類否判断における考え方を基礎としつつ、
建築物の性質に照らした留意事項を、意匠審査基準上、明記するとはどうか。

(参考) 現行意匠審査基準22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法より一部抜粋

(2) 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。

建築物の意匠の場合の留意事項（案）



建築物の意匠の類否判断に際して、まず対比する両建築物の用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」は、いずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、土木構造物については、様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断される場合も考えられる。建築物の意匠と物品の意匠についても、上記と同様に用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。

例えば、建築物の意匠「住宅」と、物品の意匠「組立家屋」については、土地に定着する不動産であるか否かとの点において異なるものの、人が居住する建物として、その用途及び機能に共通性がある。よって、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

また、例えば建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」のように、その用途及び機能に共通性があれば、建築物の意匠と内装の意匠との間でも、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する場合がある。

6. 「建築物の意匠」の類否判断

建築物の意匠の類否判断における観察手法については、
現行意匠審査基準における、物品の観察方法を基礎としつつ、
建築物の性質に照らした留意事項を、意匠審査基準上、明記するとしてはどうか。

現行意匠審査基準22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法より一部抜粋

(i) 肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする（ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。）。これは、通常、物品は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形態全体からなる美感が、その意匠に係る物品の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品全体の形態は肉眼によって認識することができるが、一部の形態は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、肉眼によって認識できる形態のみを意匠の形態として認定し、類否判断を行う。

(ii) 観察方法

意匠の類否判断は、意匠に係る物品を観察する際に通常用いられる観察方法により行う。
例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。

建築物の意匠の場合の留意事項（案）



建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、グラウンドレベルからの肉眼による観察を基本としつつ、建築物の特性に応じて、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

また、例えば、店舗用建築物は路面側の面にのみ装飾を施すなど、一部の面に特徴を持たせた創作が行われることがあることから、そのような建築物については、当該面に比重を置いて観察するが、電波塔などのタワー状の建築物は四方均等に創作が行われることが多いことから、そのような建築物については、各面を同じ比重で観察する。

6. 「建築物の意匠」の類否判断

建築物の意匠の類否判断事例

1. 用途及び機能が類似する例

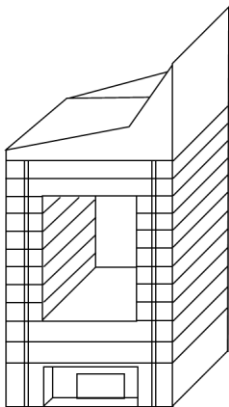
- ・住宅、病院、レストラン、オフィス
- ・鉄道橋と道路橋

2. 用途及び機能が類似しない例

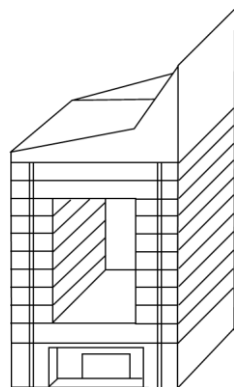
- ・ガスタンクとホテル
- ・橋梁と灯台

3. 形態が類似し、用途及び機能が同一の例

①

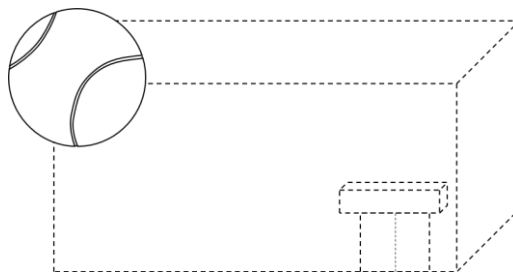


公然知られた意匠
「オフィス」

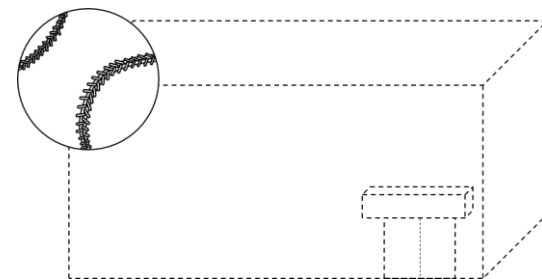


出願意匠
「オフィス」

②



公然知られた意匠
「商業用建築物」



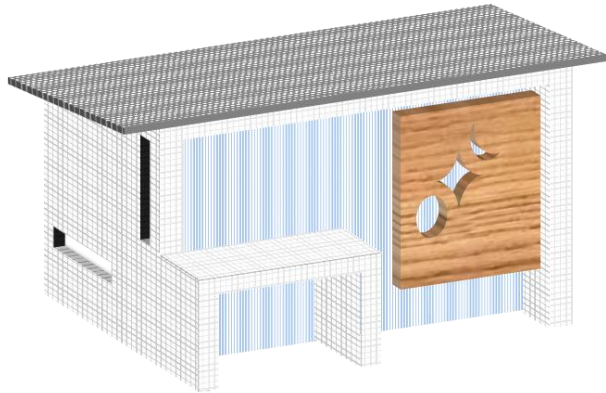
出願意匠
「商業用建築物」

6. 「建築物の意匠」の類否判断

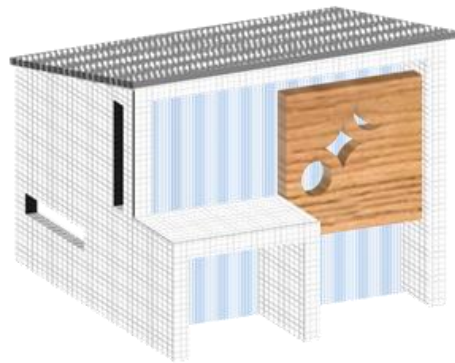
建築物の意匠の類否判断事例

3. 形態が類似し、用途及び機能が同一の例

③

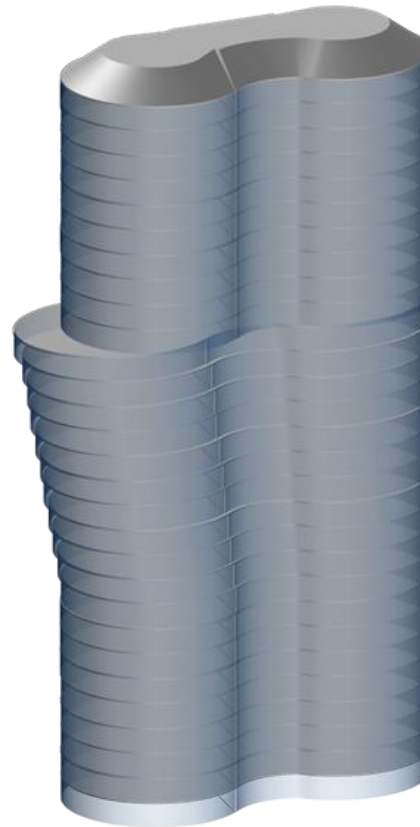


公然知られた意匠「住宅」

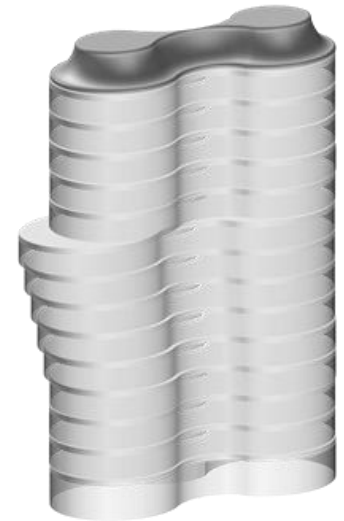


出願意匠「住宅」

④



公然知られた意匠「ホテル」



出願意匠「ホテル」

7. 「建築物の意匠」の創作非容易性（3条2項関連）

7. 「建築物の意匠」の創作非容易性

建築物の意匠の創作非容易性の判断手法については、当ワーキンググループで検討中の、改正意匠法に則した「創作非容易性に係る審査基準（案）」の内容を基礎としつつ、**建築物の性質に照らした内容のものを、意匠審査基準上に明記する**としてはどうか。具体的には、「ありふれた手法」及び「軽微な改変」の例や、判断事例について、建築物の意匠である場合の例を明記することとしてはどうか。

第15回及び第16回意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った改訂意匠審査基準案 一部抜粋

3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

意匠法第3条第2項は、意匠登録出願前に、当業者が公知となった（注）形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については意匠登録を受けることができないと規定している。

よって、審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。

また、審査官は上記の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がほとんどそのままあらわされている場合に加えて、改変が加えられている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における軽微な改変に過ぎない場合は、なおも創作容易な意匠であると判断する（本節4.2ありふれた手法と軽微な改変参照）。

ただし、当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する（本節4.3「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」参照）。

また、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、その創作非容易性の判断にあたり、「意匠登録を受けようとする部分」の形態や、用途及び機能を考慮するとともに、「意匠登録を受けようとする部分」を、当該物品等の全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとって容易であるか否かについても考慮して判断する。

（注）ここでいう、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことをいう。

7. 「建築物の意匠」の創作非容易性

第15回及び第16回意匠審査基準ワーキンググループで検討を行った改訂意匠審査基準案 一部抜粋

4.3当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

審査官は、出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場から見た意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、審査官はこの判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合は、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

建築物の意匠の創作におけるありふれた手法、及び軽微な改変の例の記載案

(1) ありふれた手法の例

- (a) **置き換え**：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- (b) **寄せ集め**：複数の既存の意匠等を組み合わせ、一の意匠を構成することをいう。
- (c) **一部の構成の単なる削除**：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- (d) **配置の変更**：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- (e) **構成比率の変更**：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- (f) **連続する単位の数の増減**：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- (g) **物品等の枠を超えた構成の利用・転用**：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

(2) 軽微な改変の例

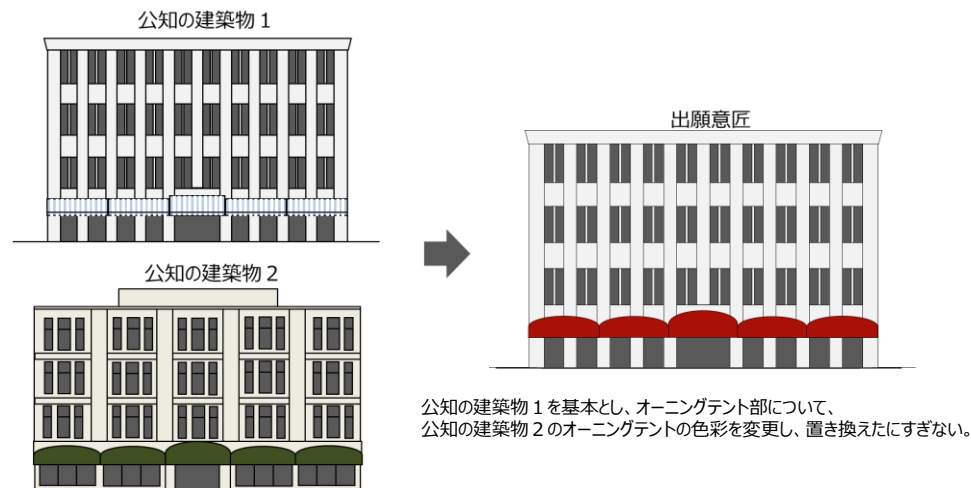
- (a) **角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取**
- (b) **模様等の単純な削除**
- (c) **色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、景観条例等に基づく単純な彩色**
- (d) **素材の単純な変更**
- (e) **屋根の傾斜角の単純な変更**

7. 「建築物の意匠」の創作非容易性

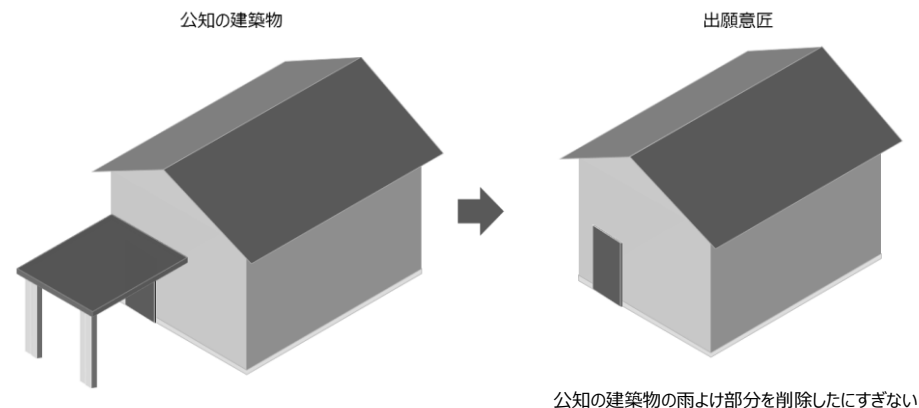
創作容易な建築物の意匠の例（案）

※ 出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

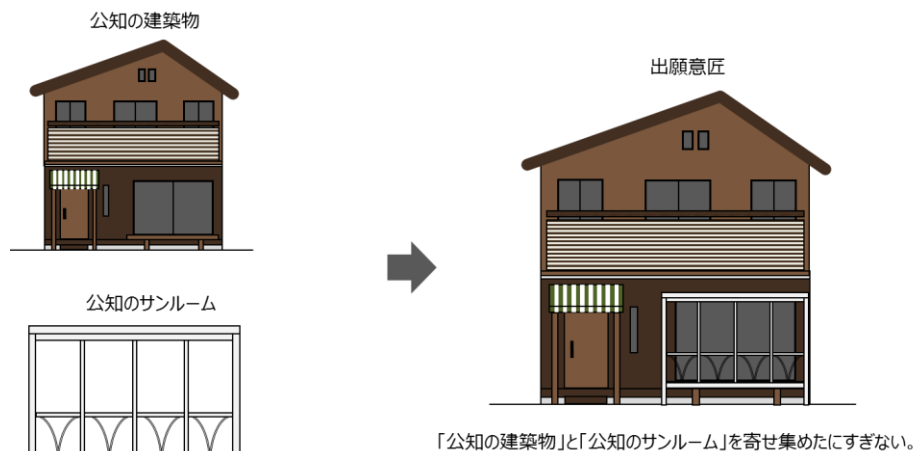
置き換え



一部の構成の単なる削除

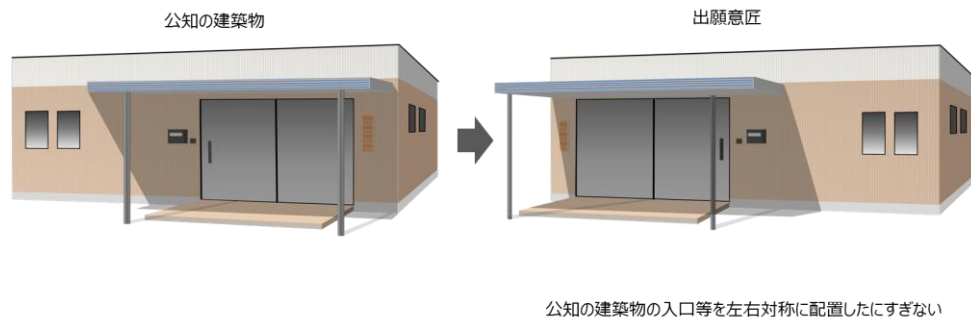


寄せ集め



※ 配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や獨創性が認められる場合には、それを考慮する。

配置の変更

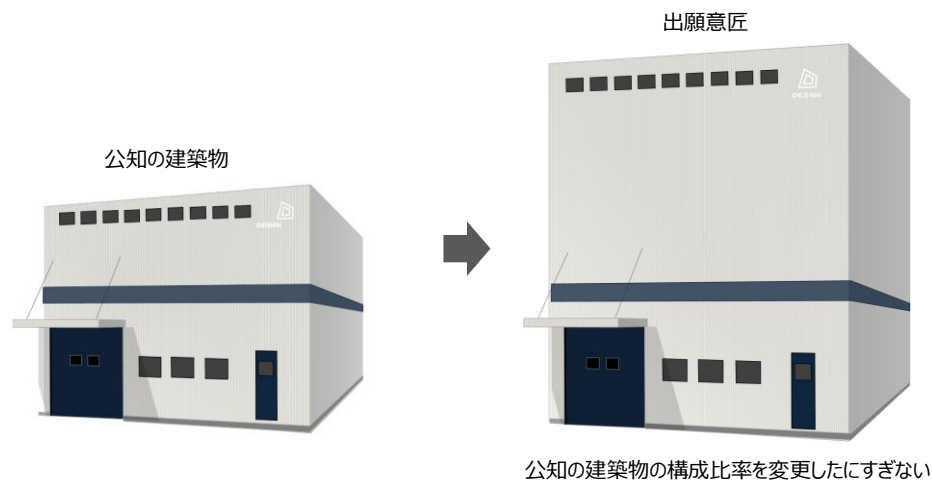


※ 配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や獨創性が認められる場合には、それを考慮する。

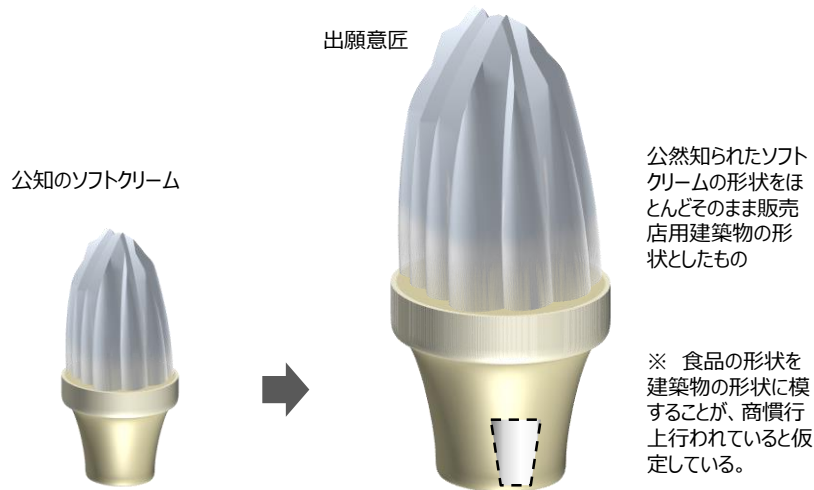
7. 「建築物の意匠」の創作非容易性

創作容易な建築物の意匠の例（案） ※ 以下の例では、出願意匠が新規性を有するものと仮定して創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

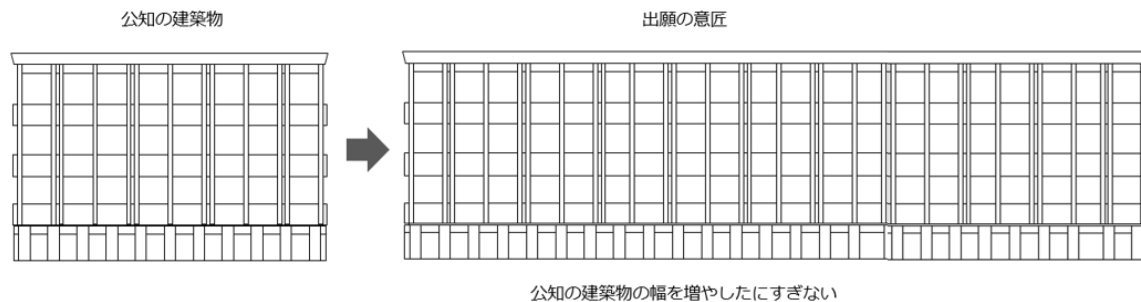
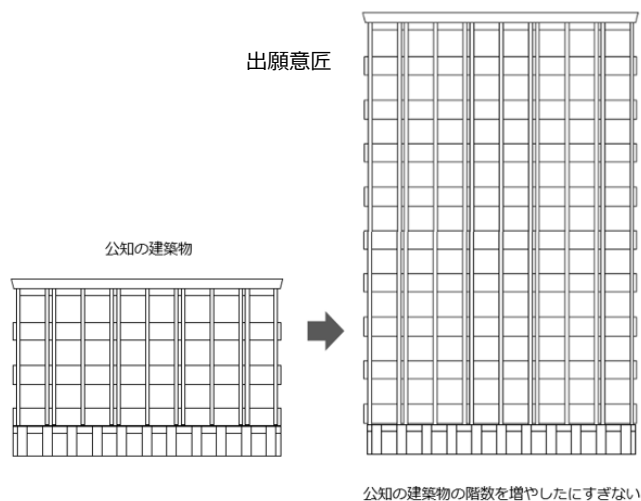
構成比率の変更



物品等の枠を超えた構成の利用・転用



連続する単位の増減



8. 意匠登録を受けることができない「建築物の意匠」

意匠法第5条は、新規性等の登録要件を満たしていても、公序良俗等の観点から、意匠登録を受けることができない意匠（不登録事由）について規定している。

令和元年の意匠法改正により、意匠法第2条に意匠法の保護対象として建築物及び画像が加えられたことに伴い、意匠法第5条においても、意匠登録を受けることができない建築物、及び画像の意匠が新たに明記された。

そこで、当該改正に則して、意匠審査基準上に、意匠登録を受けることができない建築物及び画像を明記すべきではないか。

現行法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠



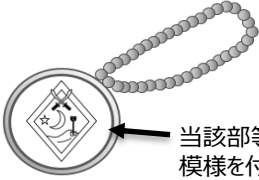
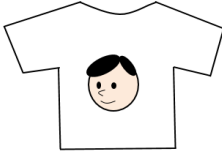
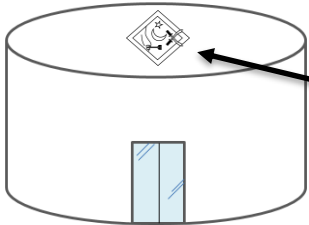
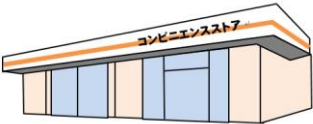
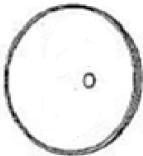
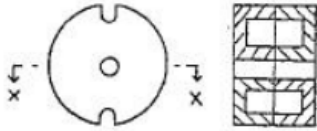
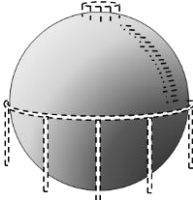
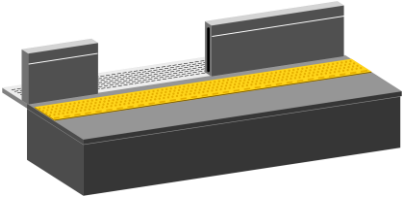
改正法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、**建築物又は画像**と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状**若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠**

8. 意匠登録を受けることができない「建築物の意匠」

意匠登録を受けることができない意匠の例（案）

	物品（参考）	建築物
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 当該部等に外国の紋章模様を付した場合 外国の紋章模様を表したキーホルダー  特定の人物の肖像等を表したTシャツ	 当該部等に外国の紋章模様を表した建築物
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 他人の著名な商標を表したマグカップ	 他人の著名な登録商標と同形状の建築物  他人の出所を表示する著名な建築物  他人の著名な標章等が表された建築物
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状からなる意匠（必然的意匠）  パラボラアンテナ ②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状からなる意匠（準必然的意匠）  磁 心 (JIS C2516 4.4)	①建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠（必然的意匠）  「ガスタンク」 球体部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合 ②標準化された規格により定まる形状のみからなる意匠（準必然的意匠）  「プラットフォーム」 点字ブロックのみを意匠登録を受けようとする部分とした場合